

学校法人近畿大学原子力研究所の設置変更許可  
申請の概要について

平成28年4月  
原子力規制委員会

(1) 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 学校法人近畿大学  
住 所 大阪府東大阪市小若江3丁目4番1号  
代表者の氏名 理事長 清水 由洋

(2) 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 近畿大学原子力研究所  
所在地 大阪府東大阪市小若江3丁目4番1号

(3) 変更の内容

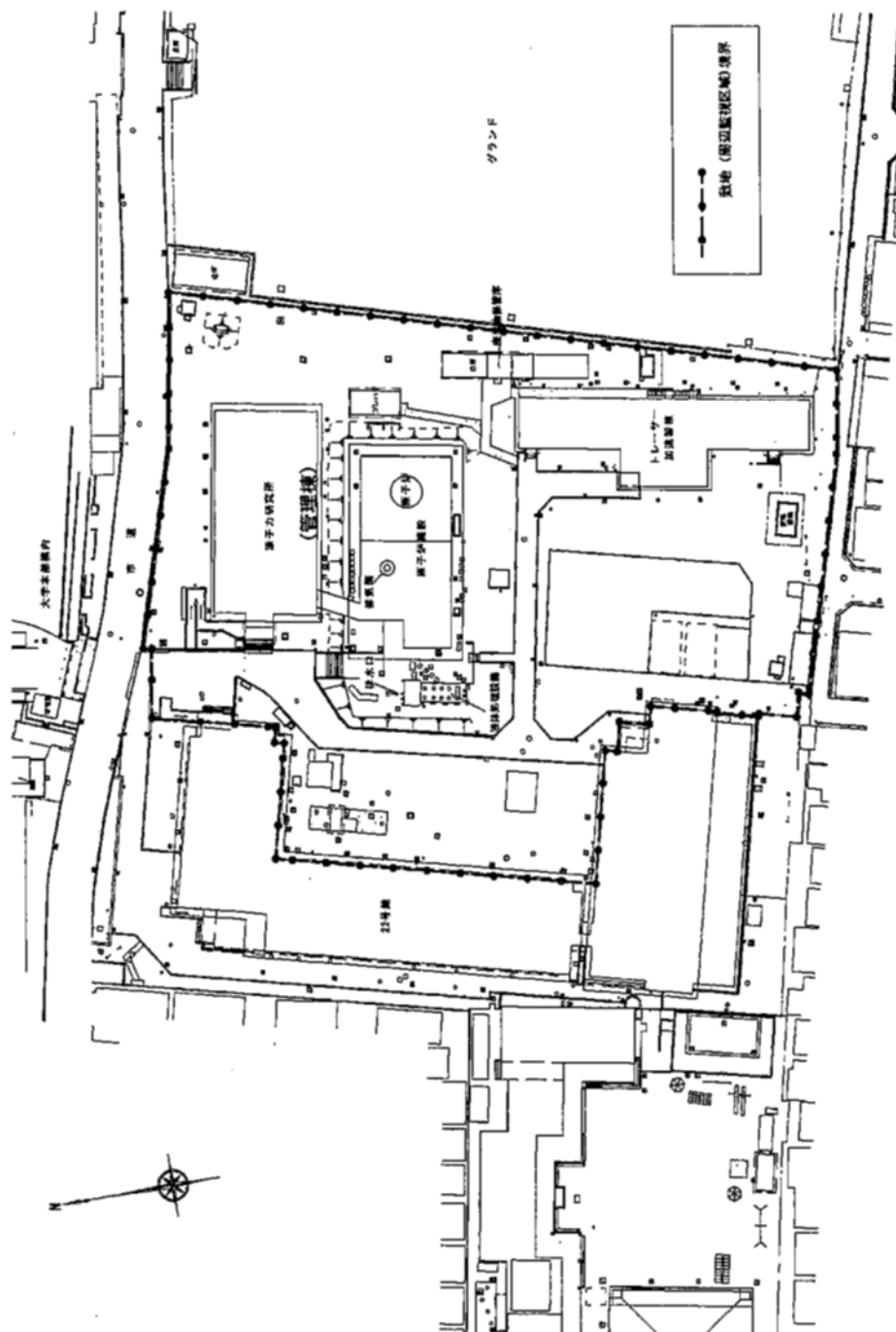
昭和35年8月12日付35原第1912号をもって設置許可を受け、これまで設置変更許可を受けた近畿大学原子力研究所原子炉設置許可申請書に関する記載事項のうち、次の事項の記述の一部を改めている。

5. 試験研究用等原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備
6. 試験研究用等原子炉施設の工事計画
7. 試験研究用等原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量
8. 使用済燃料の処分の方法

(4) 変更の理由

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正に伴い、近畿大学原子力研究所を「試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に適合させるための変更を行う。

併せて、記載事項の一部について記載の適正化を行うとともに、関連法令の規定に整合した記載に変更する。



原子炉施設敷地全体配置図